OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	オバマ政権の核軍縮・核不拡散政策
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2009, 59(2), p. 95-117
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54749
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

特別寄稿

オバマ政権の核軍縮・核不拡散政策

黒澤　満

まえがき
一　プラハにおけるオバマ大統領の演説
二　オバマ核政策の形成と核兵器のない世界の提案
三　核軍縮政策
四　核不拡散政策
五　核テロ対応政策
むすび

まえがき

二〇〇九年一月に誕生した米国のオバマ政権は、それまでのブッシュ政権による安全保障政策を大きく転換し、核政策においても大幅な変更が行われつつある。オバマ政権の詳細で包括的な核政策は、本年末に予定されている「核態勢見直し（Nuclear Posture Review）」[1]を待たなければならないが、政権発生後一〇〇日以内に政策の輪郭が提示され、核軍縮・核不拡散政策についても、四月五日のプラハでの演説において、核兵器のない世界に向けて

（阪大法学）59（2-95）319〔2009.7〕

具体的な核軍縮措置をとり、核不拡散体制を強化し、核テロリズムに対応する諸措置をとることが明確にされた。

本稿の目的は、政権発生後一〇〇日の段階においてオバマ政権の核軍縮・核不拡散政策を明らかにすることである。第一に、四月五日のプラハにおけるオバマ大統領の演説を紹介し、次に、大統領選挙運動中におけるオバマ上院議員の核軍縮および核不拡散に関する考えを、「核兵器のない世界」を提唱したフーバー提案との関係で考察する。第三に、オバマ政権の核軍縮政策を、第四に核不拡散政策を、第五に核テロ対応政策を詳細に検討し、その内容と新たな傾向、および残された問題などについて考察を行う。

一　プラハにおけるオバマ大統領の演説(2)

オバマ政権の核軍縮・核不拡散政策については、一月一三日に上院外交委員会で開かれたクリントン国務長官指名承認に関する公聴会で、クリントンがそのうちのいくつかの問題について語っている。また三月六日のジュネーブでの米ロ外相会談において、クリントン国務長官とロシアのラブロフ外相は、新たな核軍縮条約を年内に締結することに合意した。それを基礎に、四月一日にロンドンで、オバマ大統領とロシアのメドベージェフ大統領の初めての首脳会談が行われ、戦略兵器の削減に関する新たな包括的で拘束力ある条約を今年一二月までに締結すること、それはモスクワ条約をさらに下回るものであることなどが合意された。

このように、部分的に核軍縮・核不拡散に関して一定の方向が示されることはあったが、核軍縮・核不拡散政策の全体的な形が明らかにされたのは、四月五日のプラハでの演説が初めてのものである。

大統領は、米国の安全保障と世界の平和にとって基本的な問題である「二一世紀における核兵器の将来」について焦点を当てて話すとし、「冷戦は終結したが多くの核兵器が残っており、世界的な核戦争の脅威は消えたが、核

攻撃の危険は高まっている」と最初に現状を分析している。

続いて、「米国は、核兵器国として、また核兵器を使用した唯一の国として、行動する道義的責任がある。米国だけではこの努力は成功しないだろうが、我々は指導的役割を果たし、それを開始することができる」と述べたが、米国大統領が核使用に対する道義的責任に言及したのは初めてのことであり、これまでの歴代政権とは大きく異なる態度がうかがえる。さらに「今日私は、核兵器のない世界における平和と安全保障を追求するという米国のコミットメントを、明確にかつ確信をもって述べる」とし、大統領として「核兵器のない世界」を追求する意図を明確に表明した。

1　核軍縮の具体的措置

まず核軍縮について、大統領は「米国は核兵器のない世界に向けて具体的措置をとる。冷戦思考を終わらせるため、我々は国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させ、他の国にもそうするよう要請する。ただし核兵器が存在する限り、米国のあらゆる敵を抑止するために安全で、確かで、効果的な核戦力を維持する」と述べ、核兵器の役割の低下を追求する意思を表明し、しかし核兵器が存在する限り核抑止を維持するとし、具体的措置として、以下の三つの措置を挙げている。

(1)　ロシアと新たな戦略兵器削減条約を交渉し、新条約を今年の終わりまでに追求する。

(2)　包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）の米国による批准を即時にかつ積極的に追求する。

(3)　検証可能な兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）を追求する。

2　核不拡散条約の強化

次に大統領は「基本的なバーゲンは当然のものであり、核兵器国は核軍縮に向かい、核兵器を持たない国はそれを取得せず、すべての国は平和的核エネルギーにアクセスできる。この条約を強化するためいくつかの原則を包含すべきである」と述べ、以下のような提案を行っている。

(1)　国際査察を強化するため、もっと多くの資源および権限が必要である。
(2)　ルール違反国あるいは条約脱退国に対して、現実のかつ即時の結果が必要である。
(3)　国際燃料バンクを含む、民生用原子力協力のための新たな枠組みを作るべきである。
(4)　すべての国は北朝鮮に方向を変えさせるよう圧力をかけるために協力すべきである。
(5)　相互利益と相互尊重に基づきイランとの関与政策を追求し、明らかな選択肢を示す。

3　核テロリズムへの対応

第三に大統領は、「テロリストが決して核兵器を取得しないよう確保する必要がある。これは、世界の安全保障に対する最も差し迫った最大の脅威である」と述べ、以下の提案を行っている。

(1)　世界中のすべての脆弱な核物質を四年以内に安全で厳重な管理の下に置く。
(2)　闇市場を崩壊させ、核物質の移送を阻止し、危険な貿易を途絶させる。
(3)　拡散防止構想（ＰＳＩ）などを、恒久的な国際制度に変える。
(4)　米国は一年以内に「核セキュリティに関する地球的サミット」を開催する。

二　オバマ核政策の形成と核兵器のない世界の提案

1　二〇〇七年一月の「核兵器のない世界」提案(3)

ジョージ・シュルツら米国の四人の元高官により発表されたフーバー提案は、北朝鮮やイランに示されるように、今や新しい危険な核時代に入りつつあり、またテロリストの手に核兵器が入る危険があるが、彼らには抑止はきかないので、新たな政策が必要であるとして、核兵器国の指導者が核兵器のない世界という目標を共同の事業とするよう、米国は働きかけるべきことを主張している。

これが「核兵器のない世界」を追求すべきだとする彼らの主張の中心であるが、さらに核の脅威のない世界のための基盤として、警戒態勢の解除、核兵器の大幅削減、ＣＴＢＴの批准、ＦＭＣＴの交渉など八項目にわたる具体的措置を提言している。

この提案の背景には、核テロの脅威が現実のものとなり、従来の核不拡散措置では対応できない状況になっているという認識があるが、さらにブッシュ政権における核政策が不十分であったという認識がある。ブッシュ政権は核軍縮には関心をもたず、核不拡散措置に力を注ぎ、それも軍事的措置を含む一方的措置や米国を中心とする少数国の政策として実施していく傾向があり、多国間外交や国際法、国連を軽視する政策をとっていたからである。

この提案が従来の同種の提案と異なるのは、主張している四人が民主・共和両党からなり、歴代の政権で特に核兵器政策に関して重要なポストを占めてきた人物であることで、この提案は高い関心をもって議論されるようになった。またブッシュ政権の核政策への厳しい批判としても全体に好意的に受け入れられ、大統領選挙運動とからんで広く議論されることになった。

2　オバマの初期の考え

二〇〇七年中頃の論文[4]で、オバマは、米国および世界に対する最も緊急の脅威は、核兵器、核物質、核技術の拡散、ならびに核装置がテロリストの手に入る危険であると認め、この四人の提案に言及しつつ、「彼らが警告しているように、われわれの現在の措置は核の脅威に対応するのに不十分である」と述べ、大統領に選ばれたら核兵器を厳重に管理し、破壊し、拡散を防止するために、以下の措置をとると述べている。

(1)　脆弱な場所にあるすべての核兵器と物質を四年以内に厳重に管理する。
(2)　ロシアと協力し、核態勢を改め、核兵器を縮小し、核兵器の役割を低下させる。
(3)　CTBT批准の超党派の合意を形成する。
(4)　新たな核兵器用物質の生産を禁止する世界的な条約交渉を行う。
(5)　核兵器技術の拡散を停止し、平和的原子力が悪用されないようにする。

オバマはこの段階においてすでに、核テロなど新たな脅威を十分に認識し、さまざまな核軍縮措置をとり、原子力平和利用が核拡散に悪用されない対策を考えており、ブッシュ政権の核政策とは大きく異なる路線を主張していたが、フーバー提案が主張する「核兵器のない世界」にはまだ言及していなかった。

3　オバマのその後の考え

オバマは二〇〇七年一〇月二日のシカゴでの演説で、四人の提案を明確に支持する立場を表明した[5]。彼は、「大統領として以下のように言うだろう。米国は核兵器の存在しない世界を追求する。我々は一方的な軍縮を追求するのではない。核兵器が存在するかぎり、我々は強力な核抑止を維持する。しかし、我々は、核不拡散条約の下での、

核兵器の廃絶に向けた長い道への約束を守る」と述べ、ミサイルの即時発射警戒態勢からの解除、核兵器と核物質のストックの大幅削減に言及した。

4　二〇〇八年一月の「非核世界に向けて」提案

シュルツら同じ四人のメンバーが一年後に出した提案は、まず米ロが二〇〇八年からとるべき措置として、二〇〇九年に失効する戦略兵器削減条約（ＳＴＡＲＴ）の重要事項（検証など）を延長すること、核弾道ミサイル発射の警戒および決定時間を長くする措置を取ること、核不拡散条約（ＮＰＴ）遵守の監視を強化すること、ＣＴＢＴを発効させるプロセスを採択することなどを主張したものであった。

この提案は、「核兵器のない世界」講想を引き続き主張するとともに、それに向けてのより具体的な措置を勧告し、またこの提案が米国内においても世界的にも広く支持を集めていることを強調するものであった。

5　民主党の政策綱領(6)

二〇〇八年八月二五日に民主党は、その全国大会で政策綱領を採択したが、そこにおいて、「米国は核兵器のない世界を追求し、その方向に進むための具体的行動をとる」と述べ、現行の諸措置は現在の危険に対応するのに十分ではなく、「核兵器が存在する限り強力で信頼できる抑止力を維持するが、核兵器への依存を低下させ、究極的にはすべての核兵器を廃棄する世界における方が、米国にとってより安全である」と分析し、「核兵器を廃絶するという目標を、米国の核兵器政策の中心的要素とする」と結論している。

これはオバマ個人の考えであるだけではなく、民主党としての考えであり、一層の広がりを見せているものであ

る。

このように、オバマ政権の核軍縮・不拡散政策は、オバマ個人の最初からの考えにおいても、ブッシュ政権とは異なり、核軍縮を大幅に進めることを主張し、核不拡散も多国間で協調的に推進しようとするものであった。しかし、フーバー提案の出現により、核軍縮に関する議論が活発に行われるようになり、特に「核兵器のない世界」という大きな目標が次第にオバマの政策に取り入れられ、またフーバー提案の具体的軍縮措置も多くが取り入れられ、大統領選挙運動中に、大きな進展がみられることとなった。

三　核軍縮政策

1　核兵器のない世界の追求

オバマは二〇〇七年中頃の論文では、核兵器のない世界への支持を表明していなかったが、一〇月のシカゴ演説で明確に核兵器のない世界を追求すると表明した。核兵器のない世界の提案は、二〇〇七年一月のフーバー提案が最初であり、それは、核兵器国の指導者が核兵器のない世界という目標を共同の事業とするよう、米国は働きかけるべきであると主張していた。この提案が広く好意的に議論され、オバマ大統領もその影響を大きく受けている。プラハ演説でも、「今日私は、核兵器のない世界における平和と安全保障を追求するという米国のコミットメントを、明確かつ確信をもって述べる」とし、大統領として「核兵器のない世界」を追求する意思を明確に表明した。

大統領選挙直前の二〇〇八年八月に採択された民主党政策綱領でも、「我々は、核兵器を廃絶するという目標を、米国の核兵器政策の中心的要素とする」と述べられており、民主党自体の政策となっている。

この「核兵器のない世界の追求」については、多くの非核兵器国は好意的な反応を示しており、ブッシュ政権の

場合とは大きく異なり、核不拡散条約（ＮＰＴ）再検討プロセスにも有益な影響を与えると考えられる。他方、ロシア、中国、フランスからは、彼らは核兵器にその国家安全保障を依存し続けるという意味で、慎重かつ消極的な反応が見られる。また短期的かつ現実的に、北朝鮮、イラン、インド、パキスタン、イスラエルの状況の分析から不可能であるとの反論も存在している。

しかし、オバマ大統領自身が、プラハ演説において、「この目標はすぐには達成できないだろう。たぶん私の生きているうちには達成できないだろう」と述べているように、この目標は一定の時間的枠組みの中で主張されているものではなく、長期的目標として掲げられているものである。これまでの主張と異なるのは、この目標が明確に前面に押し出され、この目標に向けて核軍縮の具体的措置をとっていくという考えであり、目標と具体的軍縮措置が機能的に結合されており、目標がきわめて強いレベルで強調されている点である。

オバマ大統領の核兵器のない世界の追求に関して、注意すべきもう一つの側面は、「核兵器が存在する限り、米国のあらゆる敵を抑止するために、安全で、確かで、効果的な核戦力を維持する」と述べ、核抑止を最後まで維持するという方針である。さらに、「米国が一方的に核廃絶するのではない」として、他の核兵器国と同時進行的に核削減を続ける意思を表明しており、米国が単独で核廃絶するという考えを否定している。その意味で、理想主義的な観点からの追求ではなく、現実的な観点からの追求であると考えられる。

ブッシュ政権は、二〇〇〇年ＮＰＴ再検討会議で合意した「核兵器を廃絶するという核兵器国による明確な約束」をも否定する発言を繰り返しており、核兵器のない世界という構想はまったく持っていなかった。

2　核兵器の役割の低下

オバマ大統領は、プラハ演説において、「冷戦思考を終わらせるために、我々は国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させ、他の国もそうするよう要請する」と、核兵器の役割の低下に明確に言及している。オバマは二〇〇七年の論文においても、危険で時代遅れの核態勢を改めることにより核兵器の役割を低下させるべきだと主張しており、民主党の政策綱領でも核兵器への依存を低下させることが謳われており、核兵器の役割の低下という政策はオバマ政権で確固とした地位を確保している。

フーバー提案は、米国の指導者は核兵器への依存を逆転するため行動すべきであると主張し、具体的には、冷戦態勢の核配備を変更し、警戒時間を長くし、事故による核使用の危険を減少させること、冷戦期からの大量攻撃計画を破棄することを提案していた。

「米国政権の外交政策」[7]において、オバマとバイデンは新たな核兵器の開発を停止し、米国とロシアの弾道ミサイルを警戒態勢から解除するためロシアと協力すると述べられている。また「米国政権の本土安全保障政策」[8]でも、警戒および決定時間を増やすためロシアと協力し、核兵器を瞬時の通告で発射できる準備状態に維持するという冷戦の危険な政策を、相互的にかつ検証可能な方法で、停止するためロシアと取り組むと述べられている。

このように、冷戦時代から引き続き維持されてきた警戒即発射態勢という危険な状況は、オバマ政権において、ロシアとの交渉において解除される可能性が高い。

核兵器の役割を低下させるもう一つの方法は、核抑止の対象を核兵器の使用に限定すること、すなわち先制不使用（no first use）政策の採択である。イボ・ダルダーらは、「次期大統領は、米国の核兵器の唯一の目的は、他の者による核兵器の使用を防止することであると公表すべきである」[9]と主張しており、多くのＮＧＯも米国が先制不

使用政策を採択することを期待している。

しかし、これまでのところオバマ政権は先制不使用については明確に言及することはなかった。しかしオバマの選挙運動をサポートしてきた民主党系の「国家安全保障諮問グループ」は、「通常兵器、生物兵器、化学兵器の攻撃を抑止するのに核兵器はほとんど信頼性がない。これらの非核攻撃を抑止し防衛するもっと有効な方法は、強力な通常兵器攻撃能力と強力な宣言政策である」[10]と述べ、先制不使用政策を主張している。

ブッシュ政権も、核兵器の役割を低下させていると主張し、その根拠として、戦略三本柱の一つを核および非核攻撃力と規定し、通常兵器の役割を高めることで、核兵器の役割を低下させていると説明してきた。しかし、ブッシュ政権は高い警戒態勢を維持してきたし、核兵器の使用に関しては、いかなる攻撃またはその脅威がない場合にも予防的に使用する政策を採用し、イラン、イラク、北朝鮮など核兵器を保有しない国に対して核兵器を使用する可能性に言及し、地下貫通核爆弾や小型核兵器の開発を意図していたし、核実験再開の準備期間を短縮した。このように、ブッシュ政権は核兵器の役割を一層高めるさまざまな措置を追求していた。

3　核兵器の削減

二〇〇九年四月五日のプラハ演説で、オバマ大統領は、「弾頭とストックを削減するため、ロシアと新たな戦略兵器削減条約を交渉し、法的拘束力があり十分に大胆な新たな条約を今年の終わりまでに追求する」と述べた。その四日前の四月一日に、初めての米ロ首脳会議を行ったメドベージェフ・ロシア大統領との間で新たな条約交渉で合意していた。

オバマは二〇〇七年半ばの論文でも核兵器の削減の必要性を述べ、シカゴ演説でも核兵器の大幅削減を主張して

いた。米国の軍備管理協会からの質問に対する二〇〇八年九月の回答において、「米国とロシアはすべての核兵器――配備および非配備、戦略および非戦略――の真の、検証可能な削減を求めるべきである。私は第一期の終わりまでに、世界的な貯蔵の大幅な削減を実施するため、ロシアおよび他の核兵器国と協力することを約束する。このプロセスは、二〇〇九年一二月に期限切れとなるSTARTI条約の基本的な監視および検証の規定を延長することにロシアの合意を得ることから始めるべきである」[11]と述べていた。

フーバー提案では、すべての核兵器国の核戦力の大幅削減を継続すること、二〇〇九年に失効する戦略兵器削減条約（START）の重要事項を延長すること、米ロ間においてモスクワ条約を超える一層の大幅削減に合意することが勧告されていた。

クリントンは国務長官指名承認公聴会での演説で、「米国は核兵器削減に他国とともに取り組むことに戻り、STARTIが消滅する前に基本的な監視と検証の規定を延長するための合意を得るためロシアと協力し、核兵器の一層の削減のための協定に向けて努力する」[12]と述べている。

オバマ政権が発足し、三月六日にクリントン米国務長官とラブロフ・ロシア外相がジュネーブで会談し、一二月に失効する第一次戦略兵器削減条約（STARTI）に代わる新たな核軍縮条約について、年内の締結を目指す方針で合意が達成された。ここでは、STARTIの検証規定の延長という考えは放棄され、新たな条約を今年中に追求することが合意された。

四月一日の米ロ首脳会議において、オバマ大統領とメドベージェフ大統領は米ロ関係全体に関する共同声明とともに、戦略攻撃兵器の一層の削減に関する交渉についての共同声明[13]にも合意した。それによると、両大統領は、START条約を代替するため、戦略攻撃兵器の削減と制限に関する新たな、包括的な、法的拘束力ある協定を作成

するための二国政府間交渉を始めることを決定した。米国とロシアは一二月に条約が失効する前にこの協定を締結することを意図している。この関連で、交渉の代表者に対し、以下に基づいて交渉を進めるよう指示した。

(1) 新しい協定の主題は戦略攻撃兵器の削減と制限である。

(2) 将来の協定において、当事国は、現在有効な二〇〇二年の戦略攻撃力削減に関するモスクワ条約よりも低い戦略攻撃兵器の削減レベルを追求する。

(3) 新しい協定は、当事国の安全保障ならびに戦略攻撃兵器の予見可能性と安定性を相互に促進し、ＳＴＡＲＴ条約の履行における当事国の経験から得られた効果的な検証措置を含む。

彼らはまた交渉者に対し、二〇〇九年七月までに新しい協定作成で達成された進展を報告するよう指示した。

このように、戦略攻撃兵器の削減については、正式の交渉が開始されており、検証規定を含む正式の条約が今年の一二月までに作成されることが予定されている。

核兵器の削減に関するもう一つの課題は、戦術核兵器に関するもので、フーバー提案は、前進配備の短距離核兵器を廃棄すること、ＮＡＴＯ内でおよびロシアと話し合い、前進配備核兵器の統合を行うことを提案している。また、国家安全保障諮問グループも、欧州の米核兵器の撤去と、ロシアの戦術核兵器の削減と少数のサイトへの統合を含む取り決めを探究すべきであると勧告している。

しかし、オバマ政権はこれまでのところ、この問題については明確な態度を表明していない。今年はＮＡＴＯ結成六〇周年であり、新たなＮＡＴＯの核戦略が検討されることになっており、それとの関連で議論されるものと考えられる。冷戦期にはその存在の合理的な意義もあったが、今では戦略的にも不必要なものとなっており、この側面も核兵器削減および廃絶のプロセスに含めるべきであろう。

核軍縮に関する第三の問題として、オバマはシカゴでの演説において、中距離ミサイルの米ロによる禁止を広げて、協定を世界的なものにするという目標を設定すると述べており、「米国政権の外交政策」も、中距離ミサイル禁止の米ロ協定を拡大して協定を世界的なものするという目標を設定すると規定している。

一九八七年に米ソ間で締結され、すでにすべて実行に移された「中距離核戦力（ＩＮＦ）条約」は、射程五〇〇～五五〇〇キロメートルの地上配備のすべてのミサイルを廃棄するものであり、オバマ提案はこの射程距離のミサイルを世界的に禁止しようとするものである。この範疇のミサイルを保有する国として、中国、北朝鮮、イラン、インド、パキスタンなどがあり、それぞれの固有の問題を抱えているため、早期に世界的に禁止することにはさまざまな困難が予想される。

ブッシュ政権は、二〇〇二年にロシアとの間で、「戦略攻撃力削減条約」を締結し、二〇一二年末に、実戦配備の核弾頭を一七〇〇～二二〇〇に削減することに合意した。しかし、この削減は米国が一方的に実施する予定であったものを、ロシアが条約にすることを強く要求したため、条約としたもので、全文五条からなる極めて簡潔な条約である。そのため検証に関する規定がまったくないこと、実戦配備以外の核弾頭は条約対象外で、弾頭の廃棄あるいは運搬手段の廃棄も規定されていないこと、条約は削減が完全に実施される日に失効するものであることからして、検証可能性、不可逆性、透明性、予測可能性など軍縮条約の基本的な条件をまったく満たしていないものであった。

4　包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）の批准

オバマ大統領は、プラハでの演説において、「核実験の世界的禁止を達成するため、我が政権は包括的核実験禁

止条約の米国による批准を即時にかつ積極的に追求する」と述べており、二〇〇七年中頃の論文においても、「我々は最近の技術の発展を利用し、ＣＴＢＴ批准の超党派の合意を形成しなければならない」ことを強調している。

ブッシュ政権は新たな核兵器の開発をも目指しており、核実験再開の可能性を残し、さらに核実験再開の際の準備期間の短縮を実行するなど、ＣＴＢＴの批准には否定的であり、上院で多数を占めていた共和党が一九九九年にＣＴＢＴの批准を拒否した路線を継続し、さらに反対を強化していった。オバマ政権はそれとは根本的に異なり、ＣＴＢＴの批准に当初から積極的な姿勢を示してきた。

フーバー提案も、包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）の批准に向けて上院での超党派協議を開始すること、ＣＴＢＴを発効させるプロセスを採択することを勧告していた。クリントンもその指名承認公聴会で、包括的核実験禁止条約の批准に向け、上院外交委員会および上院とともに取り組む意思を明確にしている。国家安全保障諮問グループも、「核実験モラトリアムの国際的支持を強化し、上院でのＣＴＢＴ批准の手続きを開始し、その後発効のための努力をすべきである」と述べている。

このように、オバマ政権はＣＴＢＴの批准に向けて積極的な行動を取っていく意思を鮮明にしているが、これまでのところ具体的な動きは見られない。上院での批准の承認を得るためには、一〇〇人中六七人の賛成が必要であり、そのため共和党員の数名の賛成を獲得しなければならない。

5　兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）の交渉

オバマ大統領は、プラハ演説において、「兵器に必要な材料を遮断するため、米国は核兵器に使用される核分裂

性物質の生産を検証可能な方法で停止させる新たな条約を追求する」と述べている。オバマは二〇〇七年中頃の論文においても、「私は、新たな核兵器用物質の生産を禁止する世界的な条約交渉のため努力する」と述べており、シカゴの演説でも、「兵器用核分裂性物質の世界的な生産禁止を求めることから始める」と積極的な意向を当初から示していた。フーバー提案も、世界的に、兵器用核分裂性物質の生産を停止することを勧告している。クリントンも、指名承認演説で、検証可能な核分裂性物質生産停止条約の交渉を生き返らせるため努力すると述べている。

「米国政権の外交政策」においても、新たな核兵器物質の生産を検証可能な方法で世界的に禁止する交渉を始めることが規定され、「米国政権の本土安全保障政策」でも、兵器目的の核分裂性物質の生産を終結させる検証可能な条約を交渉する世界的な努力をリードすることが規定されている。

核軍備競争の量的側面を停止させるこの措置は、ＣＴＢＴが成立した時にはその後すぐに交渉されることが期待されていたが、今日まで実質的交渉は行われていない。その一つの理由は、軍縮会議（ＣＤ）において、この交渉だけでなく、核軍縮、宇宙の軍備競争の防止、消極的安全保証の交渉も同時に行うべきであるという主として非同盟諸国やロシア・中国の主張があったからである。もう一つは、米国は二〇〇六年に、ＦＭＣＴの交渉を開始すべきであると主張するとともに、ＦＭＣＴの検証は不可能であるので、検証のない条約を交渉すべきであると主張し、条約案を示したが、多くの国はその主張を受け入れなかったことである。ブッシュ政権は条約によって規制されることを好まない傾向があったので、この米国提案は、検証なしという従来のコンセンサスに反する条件を持ち出すことにより、交渉そのものを不可能にするものであった。

オバマ政権の下で交渉が提案されているＦＭＣＴは、検証可能なものであり、国際社会のコンセンサスに従うものであり、早期の交渉の開始および条約の成立が期待される。

四　核不拡散政策

1　国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の強化

オバマ大統領は、プラハ演説において、「国際査察を強化するため、もっと多くの資源と権威が必要である」と述べ、「米国政権の本土安全保障政策」でも、国際原子力機関がその任務に必要な権威、情報、人的資源、技術を取得することができるようにして、国際原子力機関を強化することを規定している。

この点に関して、国家安全保障諮問グループは、「米国と有志国は、ＩＡＥＡ保障措置権限の強化に努力し、追加議定書への支持を供給の条件とすべきで、ＩＡＥＡが増加する需要に見合う予算、資源、技術能力をもつよう確保すべきである」と勧告している。米国のイニシアティブによりＩＡＥＡの強化が図られると考えられるが、追加議定書の批准を供給の条件とすることに合意するのは困難が伴うであろう。

2　違反国への確実な対応

オバマ大統領は、プラハ演説において、「ルールに違反した国あるいは理由なくして条約から脱退しようとする国に対して、現実のかつ即時の結果が必要である」と述べ、北朝鮮が数時間前に弾道ミサイルを発射したこととの関連においても、ルールは守られなければならず、違反は処罰されなければならない、今や強力な国際的対応をとる時期であると述べている。「米国政権の外交政策」でも、ルールに違反している北朝鮮やイランが自動的に強力な国際的制裁に直面するようにして核不拡散条約を強化し、核拡散を厳重に取り締まる意思を表明している。

フーバー提案も、ＮＰＴ遵守の監視を強化することとともに、条約違反を企てる国を抑止し、必要なら対応する

手段に合意することが勧告されている。

3　原子力平和利用の制度化

プラハ演説では、「国際燃料バンクを含む、民生用原子力協力のための新たな枠組みを作るべきであり、各国は拡散の危険を増大することなく平和利用にアクセスできるようにすべきである」と述べ、二〇〇七年の論文でも、「核兵器技術の拡散を停止し、各国が平和的原子力の保護のもとで兵器計画を始めることができないよう確保しなければならない」という認識を示していた。「米国の本土安全保障政策」では、核燃料が核爆弾になることを防止するため、他の関係国と協力して、拡散に導くことなく原子力の増大する需要に応えるため、新たな国際原子力構造――そこには国際燃料バンク、国際核燃料サイクルおよび信頼しうる燃料供給保証が含まれる――を設立すると規定している。

フーバー提案も、燃料供給保証を伴うウラン濃縮プロセスの管理を行うこと、核燃料サイクルの危険を管理する国際システムを開発することを勧告している。

4　北朝鮮

プラハ演説では、「北朝鮮は、威嚇や違法な兵器の取得によっては、安全保障と尊敬への道は決して実現しないことを悟るべきである。すべての国はより強力な世界的レジームを構築するために協力すべきである。北朝鮮に方向を変えさせるよう圧力をかけるため協力すべきである」と述べ、また軍備管理協会への回答では、「北朝鮮に対しては、成果を生み出すことのできる直接かつ積極的な外交を追求しつづけること、他方、北朝鮮がその義務を順

守することが明らかにならない限り、交渉における影響力を譲り渡さない」と述べている。

5　イラン

プラハ演説では、「我が政権は相互利益および相互尊重に基づきイランとの関与政策を追求する。我々は明らかな選択肢を示す。国際社会においてイランが正しい地位を取ることを希望する。そうでなければ、イランは一層の孤立や国際的圧力と潜在的核軍備競争を選ぶことになる」と述べた。

クリントン国務長官は、二〇〇九年四月の下院外交委員会公聴会において、イランは関与政策で成功するだろうとし、関与政策として米国は完全に五＋一プロセスに参加しており、それを超えてイランをアフガニスタンに関する会議に招待し、米国の国際社会における立場を強化していると述べ、しかし我々は二重路線で行動しており、我々の努力が拒否されたり、プロセスが成功しない場合には強硬な制裁が必要になると述べている(14)。

6　ミサイル防衛

オバマ大統領がプラハで行った演説では、イランの核および弾道ミサイルは真の脅威であるとし、チェコとポーランドは勇敢にもミサイル防衛受け入れに合意したと述べた後、「イランからの脅威が継続する限り、我々は、費用対効果が良くかつ証明されたミサイル防衛システムを進める」と述べている。これはプラハでの演説であり、そこでも「費用対効果が良くかつ証明されたミサイル防衛」と言われているように、オバマはミサイル防衛については、きわめて慎重な態度をこれまで表明してきている。

軍備管理協会への回答では、欧州で提案されているものも含めていかなるミサイル防衛も、配備する前に、機能

すると証明される必要があること、二一世紀の真の脅威は弾道ミサイルで殴りかかるならずもの国家ではなく、国境を越えて粗野な核装置を密輸するテロリストであるので、ミサイル防衛ではなく、こちらの方に費用をもっと回すべきであることを強調している。

フーバー提案は、協調的なミサイル防衛および早期警戒システムの開発に向けての交渉を行うことを勧告している。

五　核テロ対応政策

1　核物質の厳重な管理

プラハ演説では、「世界中のすべての脆弱な核物質を四年以内に安全で厳重な管理の下に置くため、新たな国際的努力を始める」とオバマは述べたが、二〇〇七年の論文でもこの問題を重視し、第一の課題として、「脆弱な場所にあるすべての核兵器と核物質を四年以内に厳重に保管するための世界的な努力を指導しなければならない」と述べていた。この問題は、「米国政権の外交政策」でも、「米国政権の本土安全保障政策」でも規定されており、政権の中心的課題となっている。

民主党の政策綱領においてもこの問題の重要性が認識され、「より多くの国が核兵器を求めており、あまりにも多くの場所で核物質が厳重に管理されていないままなので、テロリストが核兵器またはそれを製造する物質を取得するという増大する脅威に我々は直面している」と述べられている。

フーバー提案においても、世界中の核兵器および兵器級プルトニウム・高濃縮ウランを厳重に管理すること、核兵器と核物質の保安基準を世界的にできるだけ高いものにする作業を加速させることが勧告されていた。

2　違法な核輸送の停止と国際制度の強化

プラハ演説では、「闇市場を崩壊させ、移送中の核物質を探知して阻止し、財政的手段を用いてこの危険な貿易を途絶えさせるための努力を強化しなければならない」と述べ、「拡散防止構想（ＰＳＩ）や核テロと戦う地球的イニシアティブといった努力を、恒久的な国際制度に変えるべきである」と述べている。「米国政権の本土安全保障政策」でも、警察および阻止の努力を強化するため、大量破壊兵器、それらの運搬手段および関連物質の輸送を世界的に停止させることを目的とする世界的イニシアティブであるＰＳＩを制度化すると規定している。

3　核セキュリティ国際会議

プラハ演説では、「これらの努力を開始するものとして、米国は一年以内に核セキュリティに関する地球的サミットを開催する」と述べ、「米国政権の本土安全保障政策」では、核テロを防止するサミットの開催として、核テロ防止について合意するため、国連安全保障理事会常任理事国および他の重要国の指導者のサミットを二〇〇九年（およびその後定期的に）開催することが規定されている。

むすび

オバマ政権の政策は、ブッシュ政権の一方主義から多国間主義へ、武力を含む力の政治から外交へ、米国の利益のみから国際社会の利益をも含むものへ、対立や競争から協力へと大きくその軸を変更しており、核軍縮・核不拡散においても、その傾向が顕著である。またブッシュ政権には存在しなかった「核兵器のない世界」の主張をも受け入れつつ、米国は指導的役割を果たすが米国一国では実現不可能であるとして、各国の協力を求めつつ進めるも

のである。核軍縮の進展および核不拡散体制の強化に向けて、個別的にはさまざまな困難も予想されるが、全体的には一定の成果が期待される。

（1）核態勢見直しは、クリントン政権においては一九九四年九月に、ブッシュ政権においては二〇〇一年一二月に提出された。黒澤満「米国新核政策「核態勢見直し」の批判的検討」『政経研究』第三九巻第四号、平成一五年三月、三四一～三六七頁参照。

（2）The White House, Office of the Press Secretary, "Remarks by President Barak Obama," Prague, Czech Republic, April 5, 2009. <http://www.whitehous.gov/the_press_office/Remarks-By-President-Barack-Obama-In-Prague-As-Delivered/>

（3）核兵器のない世界を巡る議論およびその分析については、黒澤満「核兵器のない世界のビジョン」『阪大法学』第五八巻第三・四号、平成二〇年一一月、六八三～七〇七頁参照。

（4）Barack Obama, "Renewing American Leadership," *Foreign Affairs*, Vol. 86, No. 4, July/August 2007, pp. 8-9.

（5）"Remarks of Senator Barack Obama: A New Beginning," Speech given in Chicago, Il, on October 02, 2007. <http://www.clw.org/elections/2008/presidential/obama_remarks_a_new_beginning/>

（6）Report of the Platform Committee, Renewing America's Promise: Presented to the 2008 Democratic National Convention, August 13, 2008. <http://www.politicalfact.com/media/files/demplatform2008.pdf>

（7）White House, The Agenda: Foreign Policy. <http://www.whitehouse.gov/agenda/foreign_policy/>

（8）White House, The Agenda: Homeland Security. <http://www.whitehouse.gov/agenda/homeland_security>

（9）Ivo Daarder and Jan Lodal, "The Logic of Zero," *Foreign Affairs*, Vol. 87, No. 6, November/December 2008, pp. 80-95.

（10）The National Security Advisory Group, *Reducing Nuclear Threats and Preventing Nuclear Terrorism*, October 19, 2007. <http://belfercenter.ksg.harvard.edu/files/Reducing%20Nuclear%20Threats-FINAL.pdf> この諮問委員会の作業グループには、以下の人々が含まれている。Graham T. Allison, Ashton B. Carter, Joseph Cirincione, Thomas E. Donilon, Robert J. Einhorn, Michaele A. Flournoy, Leon Fuerth, Robert Gallucci, Ernst Moniz, George Perkovich, Wendy R.

Sherman.

(11) "Arms Control Today 2008 Presidential Q&A: President-Elect Barak Obama," *Arms Control Today*, Vol. 38, No. 10, December 2008, p. 33.

(12) Statement of Senator Hillary Rodham Clinton, Nominee for Secretary of State, Senate Foreign Relations Committee, January 13, 2009. ‹http://foreign.senate.gov/testimoty/2009/ClintonTestimony20090113a.pdf›

(13) The White House, Office of the Press Secretary, "Joint Statement by Dmitriy A. Medvedev, President of the Russian Federation, and Barack Obama, President of the United States of America, Regarding Negotiations on Further Reduction in Strategic Offensive Arm," April 1, 2009. ‹http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Joint-Statement-by-Dmitriy-A-Medvedev-and-Barack-Obama/›

(14) Hearing of the House Committee on Foreign Affairs, Subject: "New Beginning: Foreign Policy Priorities in the Obama Administration," Chaired by Representative Howard Berman (D-CA), Witness: Secretary of State Hillary Clinton, April 22, 2009.

〔追記〕 二〇〇九年四月五日のオバマ大統領のプラハ演説の後、オバマ効果とも言える歓迎すべき事態が生じている。一つは来年のＮＰＴ再検討会議の議題が五月六日に早々と決定されたことである。五年前の二〇〇五年ＮＰＴ再検討会議では、一年前はもちろん、会議が始まっても二週間半の間、議題に合意できず、会議は決裂し失敗したのである。もう一つはジュネーブの軍縮会議が五月二八日に兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）の交渉開始に合意したことである。ＣＴＢＴの交渉の後、一〇年以上にわたって合意できなかったものである